

有限会社常松建設 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画 令和4年4月16日から令和7年4月15日までの3年間

2. 内容

目標1：育児・介護休業法の改正に伴う改正点や雇用保険法や労働基準法など諸法令に係る育児休業給付及び産前産後休業など諸制度について社員に周知徹底する。

<対策>

- 令和4年4月～ 雇用保険法や労働基準法など諸法令に係る育児等についての給付、休業制度について周知
- 令和4年10月～ 育児休業及び介護休業等に係る制度及び最近の改善点についての周知
- 令和5年4月～ 法改正等があった場合、隨時周知

目標2：子供の学校行事への参加のための休暇制度の導入

<対策>

- 令和5年8月～ 社員へのアンケート調査、実態把握
- 令和6年1月～ 制度内容の検討
- 令和6年6月～ 制度内容の決定、制度の導入
- 令和6年11月～ 文書回覧などによる社員への周知
- 令和7年3月～ 実施状況の検証